

## VII 生計維持者について

1 父母がいる場合は、原則として父母2名が生計維持者となります。

離婚等だけでは、父又は母のいずれか1名を生計維持者とするケースに該当しない場合があります。

例えば、以下のケースでは、生計維持者は2名となります。

- ・ 出願人が未成年であり、父母が離婚した場合で、例えば、親権のない母と同居し、親権者である父と別居している場合は、生計維持者は親権者を含めた父母2名
- ・ 離婚した（又は死別により）父又は母が再婚（事実婚を含む）し、出願人と再婚相手が同一生計の場合は、生計維持者は父又は母とその再婚相手2名

2 以下に該当等する場合は、「本人及び世帯に関する調書」の裏面「生計維持者が1人となる理由」を記入してください。

- (1) 生計維持者が父又は母のいずれか1名となる場合
- (2) 生計維持者が父母以外の親族等となる場合
- (3) 生計維持者が出願人（独立生計者）となる場合

※未成年者が奨学金に申し込むときは、親権者の同意が必要となりますが、事情により親権者の同意を得られない場合は、森づくり課までお問い合わせください。

3 上記2に該当する場合、必要に応じて事実関係が確認できる証明書類の提出を求める場合があります。

事実関係が確認できる証明書類（例）

事象	証明書類（例）
父母と死別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本</li> <li>・ 住民票（死亡日記載あり）</li> </ul>
父母が離婚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本</li> </ul>
父母が離婚調停中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裁判所による係属証明書</li> <li>・ 弁護士による報告書</li> </ul>
父又は母がDV被害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」</li> </ul>
父又は母が生死不明（行方不明）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」</li> </ul>
父又は母が意識不明、精神疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主治医による「診断書」</li> </ul>
出願人が両親ではなく配偶者に扶養されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人及び配偶者が記載された住民票（続柄が表示されているもの）又は戸籍謄本又は当該配偶者に係る戸籍抄本</li> <li>・ 課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）</li> </ul>
家庭内暴力（DV等）により父母と別居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的機関による証明書</li> </ul>
その他の事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実関係を確認できる書類（第三者（機関）の所見等）</li> </ul>